

令和6年度補正予算
宿泊業における事業再生調査事業
宿泊事業者 公募要領

○ 公募期間

令和7年4月16日（水）～令和7年5月16日（金）17:00（必着）

○ 問合せ先

観光庁 観光産業課

連絡先：hqt-tourism-revitalization-r7★gxb.mlit.go.jp

※電子メールにてお問い合わせください。観光庁への訪問や電話による質問等はお断りさせていただきます。また、★を@に変更し、電子メールの件名の冒頭に、必ず「【問合せ】宿泊業における事業再生調査事業」と付記した上でお送りください。

令和7年4月

申請にあたり、必ずお読みください

- 本調査事業は、債務を抱えつつも事業再生能力があると見込まれる宿泊事業者に対して、他の公的支援制度と連携し、宿泊業の事業再生に関するアクションプランを策定した場合、どのように事業再生するかを調査し、その調査で得られたノウハウを集約した事業再生等に関するガイドライン策定を行うものです。
- 本公募では、この調査事業に協力いただける宿泊事業者を募集するものです。
- 本事業は、補助金や交付金ではなく、観光庁の調査事業として行うものであり、この調査に要する経費は国費により負担するものです。
- 採択された宿泊施設においては、観光庁が指定する事業再生アドバイザーによる事業再生指導等を取り入れながら進めていただきます。
- 選定においては、必要に応じてヒアリング（オンライン開催を含む。）を併せて行います。申請書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出された資料等については、事務局（観光庁が別途指定する事務局を示す。以下この公募要領において同じ。）に提供します。
- 採択された事業の進捗・執行管理は、事業再生アドバイザーが伴走支援を行うものの、基本的には採択事業者が実施するものとします。
- 採択にあたり合意した事項が行われない又は守られない場合、申請書類に虚偽の記載をした場合、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には、支援の取り止めを実施いたします。
- 事業によって得られた知見等については、事業終了後に事業報告書や事業再生等に関するガイドラインとして取りまとめ、公表することにより、事業再生の手法等について広く横展開を行います。
- 採択事業者に対し、本調査事業終了後も、事業内で策定した計画等をもとに事業を継続的に進めていただき、事業再生を目指すことを求めます。また、その後の事業再生の進捗状況について、観光庁が行うフォローアップ調査にご協力いただきます。

I. 事業概要

1. 背景

観光産業の中核である宿泊業は、これまで地域における観光需要の受け皿としての役割を果たしてきたところ、コロナ禍で過大な債務を抱えるなど財務状況が悪化した影響で適切な設備投資等が行えず、その結果としてその宿泊施設が有する魅力を十分に発揮することができていない事業者も存在しています。現在でも公的な支援制度は存在しているものの、宿泊業の運営に関する専門的なサポートは限られており、今後、倒産・廃業に至る宿泊事業者が増加するおそれがあります。

2. 目的・概要

本調査事業では、過大な債務を抱えつつも再生能力があると見込まれる宿泊事業者に対して、事業再生アドバイザーを派遣し、伴走支援・調査を行います。

本公募は、この調査事業に協力いただける宿泊事業者を募集します。なお、要件については、「II. 募集内容等」を参照ください。

本調査事業の内容・結果を踏まえ、関係省庁との更なる連携、制度や運用上の課題等を検討し、宿泊業に特化した事業再生等に関するガイドラインの策定を目指します。

※伴走支援について

本調査事業では、事業再生アドバイザーによる伴走支援を実施いたします。このため、次の点に留意の上、申請してください。

① 伴走支援とは

本調査事業期間後の次年度以降においても、宿泊事業者自ら事業再生を実現させることを目指し、事業再生アドバイザーの伴走支援を受けながら事業再生を進めていただきます。

伴走支援を通じ、調査事業内で策定された事業再生に係るアクションプランに則った施策を、調査事業終了後も継続的に実施し、自ら事業再生を推進いただくことを前提とします。また、伴走支援により得られた知見・成果等のノウハウを蓄積し、広く横展開を行う予定としております。

② 伴走支援の分野

伴走支援の実施においては、採択された宿泊施設に事業再生アドバイザーが常駐し、事業再生に係る支援を行います。

【伴走支援の一例】

- (ア)対象宿泊事業者の簡易デューデリジェンスの実施
- (イ)対象宿泊事業者の状況に応じた事業再生アクションプランの策定
- (ウ)策定したアクションプランに沿った施策の実行支援
- (エ)その他、対象宿泊事業者の事業再生に係る施策等の実行支援

II. 募集内容等

1. 申請者

申請者は、次の全ての条件を満たす者とします。

- 宿泊事業者^(※1)。ただし、同一法人にて複数運営している事業者を除く。
- 運営関係者に、暴力団又は暴力団員の統制の下にある関係者が含まれていないこと。

※1：旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者として。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業を営む者、また、住宅宿泊事業者法(平成29年法律第65号)第3条第1項に規定する住宅宿泊事業を営む者を除く。

2. 対象となる宿泊事業者の要件

採択される宿泊事業者は、以下の要件に該当するものとします。

- 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第23項に該当する中小企業者であること。
- 中小企業活性化協議会の「収益力改善支援」^(※2)や「プレ再生支援・再生支援」^(※3)等の、支援の対象に該当すること。

※2：収益力改善支援については右記参照 (<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/01.html>)

※3：プレ再生支援・再生支援については右記参照 (<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/02.html>)

3. 調査事業に付随する業務

採択された宿泊事業者は、本調査事業に付随し、次の業務に取り組むこととします。

① 対象債権者全員の同意を得た計画書を提出すること

対象債権者全員の同意(収益力改善計画における金融調整を伴わない場合には「確認書」)を得た事業再生アクションプランを含む計画書を提出いただきます。

② 中小企業活性化協議会等の公的支援を活用すること

中小企業活性化協議会の「収益力改善支援」または「プレ再生支援・再生支援」を活用いただきます^{※4}。

※4：中小企業活性化協議会が外部専門家の関与が必要であると判断した場合には、当該外部専門家費用について、宿泊事業者の一部費用負担が生じる場合があります(一定の基準で中小企業活性化協議会が費用補助を行います)。

4. 調査期間

令和7年6月12日(木)～令和8年3月6日(金)を予定

Ⅲ. 対象宿泊施設の選定

1. 採択方法

提出された書類資料に基づき、「2. 選定基準」に従って審査を行います。(1次審査)。

1次審査を通過した申請について、審査会を設置し、事務局による経営状況の確認や本調査事業の協力に対する取組意欲等について、定性面も含めたプレゼンテーション審査を行います。(2次審査)。2次審査(令和7年5月27日(火)、28日(水)、29日(木)のいずれかにて開催)では、提出された申請様式を用いて事務局との質疑応答を行います。

採択結果は、令和7年6月上旬頃に通知する予定です。

※2次審査の日時については、1次審査通過者に個別で連絡、調整します。

※個別の審査結果に関するお問い合わせにはお答えできません。

2. 選定基準

- 形式審査及び内容審査を実施します。

① 形式審査

- 申請者が、「Ⅱ. 募集内容等」の「1. 申請者」に掲げる条件を満たしていること。
- 申請者が、「Ⅱ. 募集内容等」の「2. 対象となる宿泊事業者の要件」に掲げる要件を満たしていること。

② 内容審査

申請内容に対し、次の各項目について審査します。なお、様式3「経営状況報告書」においては、経営状況等の良し悪しによって、採択が優先されることはございません。

<審査項目>

審査項目	審査の観点
(1) 調査事業受入体制の構築	・本調査事業の協力受入が可能な体制が整っているか。 ・本調査事業の協力に当たっての専従者を選定しているか。
(2) 経営状況の把握	・財務情報を算出することができるか。 ・運営に関する情報を算出することができるか。 (例：客室平均単価、年間客室稼働室等) ※経営状況等の良し悪しによって、採択が優先されることはございません。
(3) 事業再生に対する取組意欲や積極性	・事業再生に対する意欲を有しているか。 ・経営改善や事業再生に資する施策を実行したことがあるか。

(4) 調査事業協力に対する同意	・ 様式 4 「協力同意書」 の内容に対して同意しているか。
------------------	--------------------------------

3. ヒアリング実施等

必要に応じて、申請内容についてヒアリング（オンラインによるものを含む。）を実施、または追加資料提出等の対応を求める場合があります。いずれの場合も、観光庁又は事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。

IV. 申請手続き

1. 申請方法

【申請書類の提出方法】

電子メールによる提出のみとします。

紙媒体やCD-ROM等の電子媒体を、郵送・持込み等の方法で提出することができません。

【提出物】

下表の様式・ファイル形式に沿い、Excel形式の電子データを電子メールに添付し、提出してください。

様式は、観光庁ウェブサイトからダウンロードできます。

提出物	様式	ファイル形式
Excel形式	様式1：応募申請書	各様式をExcel形式により作成し、提出。
	様式2：概要書	
	様式3：経営状況報告書	
	様式4：協力同意書	

(注意点)

- 各様式は、日本産業企画A列4版(A4)及び日本語で作成してください。
- 提出する電子データは、ファイル容量が10MB以内になるようにしてください。
- 提出する電子データの電子メールへの添付に加え、大容量送受信ツール等の使用することは、原則としてできません。
- 当該電子データには、ウイルスチェックを実施してください。

【宛先】

電子メール：hqt-tourism-revitalization-r7★gxb.mlit.go.jp

※★を@に変更し、お送りください。

※電子メールの件名の冒頭に、「**【宿泊業における事業再生調査事業】**(申請事業者名)」を付記してください。

【申請期限】

令和7年5月16日(金) 17:00(必着)

※本期限までに観光庁が受領したものを有効として取り扱います。

一度提出したものを差し替える場合も、本期限までに再提出してください。

【申請後の連絡】

- 電子メールの受信後、観光庁から受信確認のメールを送付します。
- 受信確認のメールが届かない場合を除き、申請書類の受領確認のために観光庁へ電話等により照会することはお控えください。
- 提出不備及び追加資料提出等の対応を求める場合、観光庁又は事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。
- ヒアリング（オンラインによるものを含む。）対象となった申請については、観光庁又は事務局から申請者へ別途連絡します。

2. 公募・申請手続きに関する質問

【宛先】

観光庁観光産業課「宿泊業における事業再生調査事業」担当者あて

電子メール：hqt-tourism-revitalization-r7★gxb.mlit.go.jp

※★を@に変更し、お送りください。

※電子メールよりお問い合わせください。観光庁への訪問や電話による質問等はお断りさせていただきます。

V. 留意点

1. 申請内容等について

- 本調査事業を通じて、宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- 選定においては、書面審査に加え、必要に応じてヒアリング（オンラインによるものを含む。）を併せて行います。申請書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出された資料等については、事務局に提供します。
- 申請書類に使用された画像等を、観光庁が作成する資料にて使用させていただき場合がございます。あらかじめ著作権等問題のない画像をご使用ください。
- 採択にあたり、合意した事項が行われない又は守られない場合、申請書に虚偽の記載をした場合、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合は、本申請を無効とします。事業の採択後に虚偽等が発覚した場合も同様で、伴走支援等を即刻取り消しさせていただきます。

2. メディア等からの問合せ等について

メディア等から事業について問い合わせや取材があった場合、必ず、遅滞なく事務局に連絡をするとともに、その内容が記事掲載又はテレビ放送などされる場合には、必ず、遅滞なく事務局にその内容を報告してください。

3. その他

① 事業広報活動への協力依頼について

事業のPR映像撮影、報道機関への発信、イベントや広報活動など、協力依頼を行う可能性があり、依頼を受けた際には協力していただく場合があります。

② 行政文書の開示について

特定された事業については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該主体の権利や競争上の地位等を害する恐れがないものについては、開示対象になる場合があります。

③ 調査事業の成果物について

本事業の成果物の帰属については、以下のとおりとします。

- (1) 成果物に関する著作権^{*5}、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は観光庁に帰属するものとする。
- (2) 成果物に含まれる事業実施者又は第三者が権利を有する著作権等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、事業実施者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び仕様許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(4) 採択された宿泊事業者は、成果物の一部修正等を観光庁に認めることとする。

※5：著作権は、次の一切を含むこととする。

「複製権、上映権・演奏権、上映権、公衆送信・公の伝達権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用権」

④ 情報の取り扱いについて

事業の実施をするにあたり知り得た情報の取り扱いについては、以下の指示に従う他、個人情報保護法および「国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン」等により、適切に対応することとします。

(1) 提供された情報、事業実施において知り得た情報については、事業実施期間中及び事業終了後についても、その秘密を保持し、本調査事業以外に使用しない。

(2) 提供を受けた情報及び事業実施において知り得た情報のうち、機密性2（情報公開法に定める不開示情報に該当する蓋然性が高い情報を含む情報）以上の情報については、日々厳重な管理体制のもと管理する。

⑤ 秘密の保持

観光庁は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。